

ウイルス検知・駆除サービス利用規約【現改比較表】 2023年5月25日現在	
～2023年5月31日	2023年6月1日～
<p><u>第1条～第2条（略）</u> （本規約の変更） 第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及び その効力発生時期を、当社の Web サイト上（https://www.ntrr.co.jp/corporate_profile/agreement.html）への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p>2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</p>	<p><u>第1条～第2条（略）</u> （略）</p> <p>（略）</p> <p>3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</p>
<p><u>第4条～第20条（略）</u> （責任の制限） 第21条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額料金の日割額（この場合1ヶ月を30日とみなします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p> <p>4 当社は、本サービスの利用により生じる結果又は本規約に従って行った行為の結果について、契約者その他の者に対して、本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。</p> <p>5 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、前4項の規定は適用しません。</p>	<p><u>第4条～第20条（略）</u> （略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>4 当社は、本サービスの利用により生じる結果又は本規約に従って行った行為の結果について、契約者その他の者に対して、本サービスの利用に必要な契約者の端末設備・ネットワーク回線・ソフトウェアの不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負担しないものとします。</p> <p>（略）</p>

ウイルス検知・駆除サービス利用規約【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日

6 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

2023年6月1日～

6 第4項に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

附則（令和5年5月24日）レバN第009600000488-01号
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。